

仕様書

1 業務名

令和 8 年度「沖縄県産分蜜糖ブランド化推進事業」にかかる業務委託

2 委託期間

令和 8 年度から令和 10 年度（3 年間）

ただし、令和 8 年度以降の本業務の実施については、前年度の実績をもとに判断する。また、県の予算措置を前提としており、3 年間の事業実施を保証するものではない。

なお、令和 8 年度の業務期間は、契約締結日から令和 9 年 3 月 10 日までとする。

3 事業の背景及び目的

沖縄県内で製造された分蜜糖（粗糖）は、中間製品として県外で精製されることが多く、沖縄県産の砂糖としての知名度が県内で十分に生かされていません。また、県民、観光客、地元企業において県産分蜜糖（粗糖・砂糖）の認知度が不足している現状があります。

本業務は、これらの現状を踏まえ、流通実態や需要の把握、食品としての製造・販売可能性の検討などを行い、体系的に整理することで、今後の県における製糖業者の経営多角化に繋がる分蜜糖関連施策・事業の基礎資料として活用することを目的とする。

4 業務内容

本業務の基本的な内容は下記の通りとし、沖縄県産分蜜糖のブランド力強化と持続的な産地の育成に必要な実態把握、需要開拓、製品化検討及び関係者連携の推進を目的とする。

(1) 業務概要（令和 8 年度～令和 10 年度）

① 沖縄県産分蜜糖の実態把握と需要調査

ア 県内外における分蜜糖（粗糖・砂糖）の流通実態および県外事例調査

イ 県内菓子業界や食品業界、ホテル等での需要調査

② 分蜜糖の製品化・高付加価値化に関する検討

ア 県産分蜜糖（粗糖）の食品としての製造・販売可能性調査

イ 製品化に向けた既存設備での対応可否、新たな設備投資の検討

③ 関係者による連携強化と事業推進

ア 県産分蜜糖活用に関する検討会の設置・開催

(2) 業務内容の詳細（令和 8 年度～令和 10 年度）

内容については、次の各年度に掲げる項目を実施すること。なお、委託業務を行うにあたっては、生産者および製糖事業者団体の協力を得ながら行うこと。また、業務期間中（令和 8 年度～令和 10 年度）における企画提案書及び年度別の概算費用を提示し、各年度ごとの取組内容（計画）についても示すこと。

ただし、2 年目、3 年目の契約をあらかじめ約束するものではない。

① 令和 8 年度（1 年目）

ア 実態・需要調査

県内外における分蜜糖（粗糖・砂糖）の流通実態、および県内菓子業界やホテル

等での需要を詳細に調査すること。

県内外の分蜜糖製造事業者、流通業者、卸売業者、小売業者などを対象に、流通経路、取引形態、価格形成、生産・在庫状況、課題などを把握するため、ヒアリング、アンケート、既存データ分析等を実施すること。

県内菓子製造業、パン製造業、飲食業、ホテル、その他食品加工業などを対象に、分蜜糖の使用状況、品質・価格に関するニーズ、活用意向、新たな商品開発の可能性などを把握するため、ヒアリング、アンケート、試作・評価会等を実施すること。

イ 製造可能性調査

既存設備での製品化対応、または新たな設備投資の必要性について検討すること。

県産分蜜糖（粗糖）を食品として製造・販売する可能性について、品質基準、衛生管理、関連法規への適合性などに関するヒアリング調査を、製糖事業者、食品加工業者、流通関係者等に対して詳細に行うこと。

既存の製糖設備における製品化対応の可否、及び品質向上や高付加価値化に必要な新たな設備投資の必要性やその費用対効果についても、ヒアリングを通じて多角的に検討すること。

ウ 検討会の設置・開催

学識経験者や業界関係者（6名以上）を招集し、現状確認や課題整理、今後の方向性を検討すること。

実態・需要調査、製造可能性調査の結果を共有し、県産分蜜糖の現状と課題、今後の方向性を議論するため、学識経験者、製糖事業者、食品加工業者、流通関係者、行政関係者などを招集した検討会を設置・開催すること。

上記検討会を2回開催すること。初回は業務開始後に開催し、計画内容及び調査手法等について協議・確認すること。年度末には、事業の進捗状況と成果について報告を行い、協議すること。

エ その他当該業務の目的達成に必要な取り組み

本業務の目的達成に資するため、県産分蜜糖の流通実態や需要の把握、食品としての製造・販売可能性に係る独自提案調査を行うこと。

② 令和9年度（2年目）

ア 販売可能性調査

県産分蜜糖（粗糖）の販売可能性の調査を行うこと。

試作品の評価結果や市場ニーズに基づき、具体的なターゲット層、流通チャネル、価格設定、プロモーション戦略等、製品としての販売戦略に係る詳細な調査を行うこと。

イ 検討会の開催

流通実態や需要の把握、食品としての製造・販売可能性に関する検討会を実施すること。

2年目の各業務の進捗と成果を報告し、製品化・販売戦略に関する具体的な課題を議論するため、関係者による検討会を継続的に開催すること。

上記検討会を2回開催すること。初回は業務開始後に開催し、計画内容及び調査手法等について協議・確認すること。年度末には、事業の進捗状況と成果について報告を行い、協議すること。

ウ その他当該業務の目的達成に必要な取り組み

令和8年度以降の結果も踏まえ、県産分蜜糖の流通実態や需要の把握、食品として

の製造・販売可能性に係る独自提案調査を行うこと。

③ 令和 10 年度（3 年目）

ア 製造・販売に向けた検討

分蜜糖製造事業者と県産分蜜糖（粗糖）の製品化及び販売に向けた検討を行うこと。
これまでの調査・検討結果を踏まえ、製品化と市場投入に向けた最終的な実現可能性を評価し、具体的な製造計画、販売計画の策定を支援すること。

イ 既存製品及び県産分蜜糖による商品開発の検討

分蜜糖（粗糖・砂糖）を利用した既存製品の改良や新規商品開発について検討を行い、必要な支援を継続すること。

ウ 検討会の開催

流通実態や需要の把握、食品としての製造・販売可能性に関する検討会を実施すること。

県産分蜜糖に関するこれまでの調査・検討で得られた知見を基に、県産分蜜糖に関する情報整理を行い、今後の関連施策・事業の基礎資料とするため、関係者による検討会を開催すること

本業務の円滑な遂行及び事業の目的達成のため、上記検討会を最低 2 回開催すること。初回は業務開始後速やかに開催し、計画内容及び調査手法等について協議・確認すること。年度末には、事業の進捗状況と成果について報告を行い、協議すること。

(3) 委託業務報告会の実施

沖縄県庁会議室において、中間報告等の報告会を各年度の委託期間終了までに 1 回開催すること。なお、報告会の参加者は沖縄県が選定する。

(4) 事業報告書の提出

ア 業務終了の日までに、印刷製本された事業報告書（カラー印刷、A4 版）を 10 部提出すること。

イ 上記報告書を記録した電子記録媒体を 1 部提出すること。

5 提出書類

(1) 委託上限

提案にあたっては、総額 13,390 千円以内（消費税及び地方消費税を含む※10%）の範囲で見積もること（この金額は、企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる。）。

(2) 事業見積書

見積書（概算見積書）を提出すること。

(3) 企画提案書

実施する委託業務内容にかかる企画提案書を提出すること。

(4) 積算の費目は、次のとおりとする。

ア 人件費（企画・運営等）

イ 報償費（外部専門アドバイザーの謝金等）

- ウ 旅費
- エ 消耗品費
- オ 印刷製本費（報告書 10 部）
- カ 通信運搬費（輸送経費等）
- キ 外注費（作業委託等）
- ク 使用料（会場借料等）
- ケ 一般管理費（人件費＋事業費－外注費の 10%以内）
- コ 消費税

※積算見積書の内訳には、各項の単価、回数、人数等を記載すること。

6 業務の再委託

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

上記(1)にて定める「契約の主たる部分」とは次のとおりとする。

- ア 契約金額の 50%を超える業務
- イ 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの統括的かつ根本的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、次に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りではない。

- ア 資料の収集・整理
- イ 複写・印刷・製本
- ウ 原稿・データの入力及び集計
- エ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合に、県と別途協議を行った業務

7 知的財産権の取扱い

委託業務により生じた著作権等の知的財産権は、原則として委託元である沖縄県に帰属する。

8 その他の留意事項

- (1) 受託者は、業務遂行にあたって、委託者や関係団体と緊密な連携をもって行わなければならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が

協議して定めるものとする。

- (3) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合も想定される。また、実施段階においても諸事情により変更することがある。
- (4) 企画提案書は、審査会で採択された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。